

資料 1 改善基準告示見直しに関するご意見について

第 2 回 労働政策審議会労働条件分科会
自動車運転者労働時間等専門委員会ハイヤー・タクシー作業部会

「1ヶ月の拘束時間」(日勤)

～日勤～

現行

主なご意見

▷ 1ヶ月の拘束時間：299H

13H (1日の拘束時間)

= 8H (1日の法定労働時間) + 1H (1日の休憩時間) + 4H (1日の時間外労働時間)

299H (1ヶ月の拘束時間)

≒ 13H (1日の拘束時間) × 23日 (1ヶ月の稼働日)

※ 3,588H (年換算) ※現行上、1年の規定なし
= 299H (1ヶ月の拘束時間) × 12ヶ月

※ 299H (月換算)
= 195H (1ヶ月の法定労働時間と休憩時間) + 104H (1ヶ月の時間外・休日労働時間)

(参考) 1ヶ月の法定労働時間および休憩時間について

- ・ 週40H × 52週 = 2,080H
- ・ 2,080H ÷ 8H = 260H (1年間の休憩時間)
- ・ 2,080H + 260H = 2,340H (1年間の法定労働時間と休憩時間)
- ・ 2,340H ÷ 12ヶ月 = 195H (1ヶ月の法定労働時間と休憩時間)

【労働者代表】

- ・ 「1ヶ月の拘束時間」は、275Hとすべき。時間外・休日が80Hとなるので、残業時間としては十分ではないか。

【使用者代表】

- ・ 今回の見直しは、時間外年960Hを前提に考えるべき。
- ・ 都心部では、現在、1日拘束13Hを前提としたシフトを組んでいる。
- ・ 過労死防止の観点からの見直しなので、短くせざるをえないが、その場合には現在のシフトの組み方を踏まえると、「1ヶ月の拘束時間」は288Hあたりが妥当ではないか。
- ・ ひとつの提案として、「3ヶ月平均288H」という考え方もある。

(参考)

トラックの作業部会では、月60時間超の時間外労働について、割賃50%が適用されることにより、時間外労働時間数は徐々に減少していく旨の発言あり。

「1日の休息期間」、 「1日の拘束時間」 （日勤）

～日勤～

現行	主なご意見
<p>▷ 1日の休息期間：8H</p>	<p>【労働者代表】</p> <ul style="list-style-type: none">・「1日の休息期間」は、11Hに見直すべき。・現行、8Hの休息では、十分な睡眠時間が確保できないのは明らか。実態調査の、睡眠と食事、通勤等、必要な時間を合計すると11Hになるという事実をしっかりと受け止めてほしい。 <p>【使用者代表】</p> <ul style="list-style-type: none">・「1日の休息期間」を11Hとしてしまうと、「1日の拘束時間」の最大値が13Hとなってしまう、業務の繁閑に対応できない。賃金も下がり、業界として成り立たない。・現行（8H休息）が妥当ではないか。
<p>▷ 1日の拘束時間：13H</p> <p>13H（1日の拘束時間） ＝8H（1日の法定労働時間）＋1H（1日の休憩時間）＋4H（1日の時間外労働時間）</p> <p>▷ 1日の最大拘束時間：16H</p> <p>16H（1日の最大拘束時間） ＝8H（1日の法定労働時間）＋1H（1日の休憩時間）＋7H（1日の時間外労働時間）</p>	<p>【労働者代表】</p> <ul style="list-style-type: none">・「1日の休息期間」が11Hということは、「1日の拘束時間」は最大13Hとなる。 <p>【使用者代表】</p> <ul style="list-style-type: none">・現行（13H拘束、最大16H拘束）が妥当ではないか。

「1ヶ月の拘束時間」 (隔勤)

～隔勤～

現行

主なご意見

- ▷ 1ヶ月の拘束時間：262H
- ▷ 地域的事務その他の特別な事情がある場合、労使協定を締結し、年6回270Hまで延長できる。

13H (1日の拘束時間)

= 8H (1日の法定労働時間) + 1H (1日の休憩時間) + 4H (1日の時間外労働時間)

262H (1ヶ月の拘束時間)

≒ 13H (1日の拘束時間) × 12.5回 (1ヶ月の乗務回数)

※ 3,144H (年換算)

= 262H (1ヶ月の拘束時間) × 12ヶ月

※ 262H (月換算)

= 195H (1ヶ月の法定労働時間と休憩時間) + 67H (1ヶ月の時間外・休日労働時間)

※ 270H (延長時間の月換算)

= 195H (1ヶ月の法定労働時間と休憩時間) + 75H (1ヶ月の時間外・休日労働時間)

【労働者代表】

- ・「隔勤」の「1ヶ月の拘束時間」は、250Hに見直すべき。「隔勤」は2日連続の勤務で身体への負担も大きい。(「延長時間」および「回数」について発言なし)

【使用者代表】

- ・「隔勤」は、「日勤」に比べて短い拘束時間が定められている。「流し中心」の勤務形態なので、今より時間を延ばしてほしい。これ以上、短くすると、いわゆる「金曜日の夜から週末にかけての需要」に対応できなくなる。(「延長時間」および「回数」について発言なし)

「休息期間」、「2 暦日の拘束時間」 (隔勤)

～隔勤～

現行	主なご意見
▷ 休息期間 : 20H	<p>【労働者代表】</p> <ul style="list-style-type: none">・「隔勤」の「休息期間」は、24Hに見直すべき。「隔勤」は2日連続の勤務で身体への負担も大きい。過労死防止の観点からの見直しであれば、「隔勤」の「休息期間」も見直すべきではないか。 <p>【使用者代表】</p> <ul style="list-style-type: none">・「隔勤」は「流し中心」の勤務形態なので、過労のイメージはない。現行どおり（20H休息）が妥当ではないか。
▷ 2 暦日の拘束時間 : 21H	<p>【労働者代表】</p> <ul style="list-style-type: none">・「隔勤」の「2 暦日の拘束時間」は、20Hに見直すべき。「隔勤」は2日連続の勤務で身体への負担も大きい。過労死防止の観点からの見直しであれば、「隔勤」の「拘束時間」も見直すべきではないか。 <p>【使用者代表】</p> <ul style="list-style-type: none">・「隔勤」は「流し中心」の勤務形態なので、過労のイメージはない。現行どおり（2 暦日 21H）が妥当ではないか。

「車庫待ち等」 (日勤)、(隔勤)

現行	主なご意見
<p>～日勤～</p> <p>【1ヶ月の拘束時間について】</p> <p>▷ 車庫待ちは、1ヶ月の拘束時間299Hを、労使協定を締結し、322Hまで延長できる。</p> <p>※ <u>322H (月換算)</u> =195H (1ヶ月の法定労働時間と休憩時間) +127H (1ヶ月の時間外・休日労働時間)</p> <p>【1日の拘束時間について】</p> <p>▷ 車庫待ちは、次の条件を満たせば24Hまで延長できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休息期間 継続20H以上 ・ 16H超えは1ヶ月7回以内 ・ 18H超えの場合、夜間に4H以上の仮眠付与 	<p>【労働者代表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「車庫待ち等」の議論は、まず、定義を明確にすべき。 ・ 「車庫待ち等」には「駅待ち」も含まれるとされるが、そもそも「駅待ち」の概念も判然としない。まずは、先に「日勤」や「隔勤」の議論をした上で、「車庫待ち等」や「駅待ち」の定義を整理し、「車庫待ち等」の時間は最後に検討すべき。 <p>【使用者代表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「車庫待ち等」は身体的負担も少ない。現行どおりでよい。
<p>～隔勤～</p> <p>【1ヶ月の拘束時間について】</p> <p>▷ 車庫待ちは、1ヶ月の拘束時間 (262H、延長した場合は270H) について、次の条件を満たせば、20Hを加えた時間を延長できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間4H以上の仮眠付与 ・ 21H超えは労使協定により1ヶ月7回以内 <p>※ <u>290H (月換算)</u> =195H (1ヶ月の法定労働時間と休憩時間) +95H (1ヶ月の時間外・休日労働時間)</p> <p>【2暦日の拘束時間について】</p> <p>▷ 車庫待ちは、次の条件を満たせば24Hまで延長できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間4H以上の仮眠付与 ・ 21H超えは労使協定により1ヶ月7回以内 	<p>【労働者代表】</p> <p>(上に同じ)</p> <p>【使用者代表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「車庫待ち等」は身体的負担も少ない。現行どおりでよい。

その他

現行	主なご意見
<p>▷ 休日労働：2週間に1回</p>	<p>【労働者代表】 2週間に1回が妥当ではないか。</p> <p>【使用者代表】 (発言なし)</p>
<p>▷ ハイヤー</p> <p>時間外労働は次の範囲内とするよう努めること。</p> <p>{ 1ヶ月 50H 3ヶ月 140H 1年間 450H</p>	<p>【労働者代表】 (発言なし)</p> <p>【使用者代表】 (発言なし)</p>